



7 この法律において「高レベル放射性廃棄物」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物(固型化したものと含む。)をいう。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もつて人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第二条第八項及び第九項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的とすることがで

きる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可が

る。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていらない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

5 前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聽かなければならぬ。

(理事長の任命)

第六条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、前項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第七条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

2 理事長の任期は、当該副理事長及び理事の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理す

となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。

4 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。

5 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

6 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 機構の役員及び職員は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。

二 原子力に関する応用の研究を行うこと。

三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究

口 イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究

二 ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項の目的とする場合には、土地等を示すものとする。

	放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
四	前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
五	機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
六	原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
七	原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
八	第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
九	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
一〇	機構は、前項の業務のほか、同項の業務遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行なうことができる。（区分経理）
第十八条	機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一	前条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るもの）を除く。まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第五十九条に規定する電源利用対策に関する業務
二	前号に掲げる業務以外の業務（積立金の処分）
三	商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社
四	定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の規定による変更の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
五	主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
六	機構は、第一項に規定する積立金の額に相当するときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
七	前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
八	（債務保証）
九	第二十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。
一〇	（償還計画）
一一	第二十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
一二	主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
一三	（中期目標に関する事項）
一四	第二十三条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聽かなければならぬ。
一五	（中期目標に関する原子力委員会の意見の聴取）
一六	第二十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、當該残余財産のうち、第十八条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとす
一七	（中期目標に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託
一八	六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社
一九	の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の規定による変更の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
二〇	主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
二一	機構は、第一項に規定する積立金の額に相当するときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
二二	（中期目標に関する事項）
二三	第二十五条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
二四	一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣
二五	二 第六条、第十九条、第二十条及び第二十二条並びに通則法第三十八条第三号及び第四十四条並びに第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣
二六	三 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣
二七	四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに連なる同項第四号に掲げるものの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣
二八	五 第二十二条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
二九	六 第二十三条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
三〇	（中期目標に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託）
三一	七 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
三二	（中期目標に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託）
三三	八 第二十三条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
三四	九 第二十三条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
三四五	一〇 第二十三条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
三四六	一一 第二十三条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
三四七	一二 第二十三条第一項第三号に掲げる業務及びこの債券の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。
三四八	（中期目標に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託）
三四九	一 通則法第三十八条第三項及び第四十四条第一項並びに第四十八条第一項（前条第一項第

四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)の規定

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項 第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に關し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

(財務大臣との協議)  
第二十七条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項、第二十条第一項若しくは第五項又は第二十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十九条第一項の規定による承認をしようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

## 第五章 罰則

第二十九条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三十一条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項

(施行期日)

から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(日本原子力研究所の解散等)

第二条 日本原子力研究所(以下「旧研究所」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額の合計額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 機構、旧研究所が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの

5 第一項の承継計画書は、旧研究所が、政令で定める基準に従つて作成して文部科学大臣の認可を受けたものでなければならぬ。

6 旧研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるもの

のとす。

7 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び理化学研究所が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

8 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

9 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

10 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充るべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充るべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

11 第一項の規定により理化学研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の

際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い理化学研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から理化学研究所に対し出資されたものとする。

12 第八項、第九項及び前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

13 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

14 旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

15 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(核燃料サイクル開発機構の解散等)

第三条 核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に規定により機構が承継する資産を除き、その時に機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において定めるところに従い機構が承継する資産を除き、その時に機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び

機構が承継する資産の価額の合計額から機構が

の分配は、行わない。

承継する負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額が旧機構の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額)に、旧機構に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が

承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機関に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

8 前項の規定による出資による権利のうち、第

十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源

利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必

要な資金に充てるべきものとされた金額に係る

権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとす

る。

9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成

立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

12 旧機構の解散については、附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号。以下「旧機構法」という)第四十三条第一項の規定による残余財産

の承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

を行ふものとする。

機構法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本原子力研究所法(第十二条及び第十九条を除く。)又は旧機構法(第十三条及び第二十三条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相

當する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

第十三条 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に係る附則第十条の規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十三号を次のように改める。

三十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第二百一十九号)第十七条第一項第一号の一部を次のように改正する。

第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

第三条中第三十四号を削り、第三十四号の二号の二とする。

(原子力基本法の一部改正)

第十五条 原子力基本法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構)

第七条 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合ににおける解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧機構法第二十四条第一項の規定による旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧機構法第三十五条の規定による保証契約は、そ

の承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行なうことができ

る。

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前二号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第七条第一項に規定する業務」とあるのは「第七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十五条第一項第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十一条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

4 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しを請求することができる。

5 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかる限り、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

6 (理事長となるべき者の指名の際の原子力委員会の意見の聴取)

7 第六条 第十二条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者の指名について準用する。

(理事長の任期の特例)

8 第七条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされるのは、政令で定める。

9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成

立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

12 旧機構の解散については、附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号。以下「旧機構法」という)第四十三条第一項の規定による残余財産

の上に存在する。

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十四条 前条第一項の規定による旧機構の长期借入金に係る債務について政府がした旧機構法第三十五条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

14 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十五条 原子力基本法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構)

第七条 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開





平成十六年十一月二十四日印刷

平成十六年十一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A